

こ 成 母 第 909 号

令 和 8 年 10 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 91 号。以下「改正府令」という。）が別添のとおり公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、女子に対して内閣総理大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者（以下「受胎調節実地指導員」という。）でなければ業として行ってはならないとされており、都道府県知事の指定を受けようとする者は、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）別記様式第 8 号の申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならないとされている。

また、法第 25 条に基づき、医師又は指定医師は、法第 3 条第 1 項の規定によって不妊手術を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて都道府県知事に届け出なければならないとされており、届出は、規則別記様式第 12 号による報告

書（以下「不妊手術実施報告票」という。）によらなければならないとされている。

今般、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）が令和 7 年 5 月 26 日に施行され、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書及び戸籍に記載することができるものとする規定が整備されたことや、都道府県における不妊手術実施報告票の運用実態を踏まえ、届出の円滑化の観点から、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 受胎調節実地指導員の被指定者の名簿等の記載事項の改正

規則第 11 条第 2 号において、母体保護法施行令（昭和 24 年政令第 16 号）第 2 条の規定により、受胎調節実地指導員の被指定者の名簿に記載すべき事項として「本籍」が規定されているところ、名簿及び申請書（規則別記様式第 8 号）において、「本籍」を記載するとされている箇所については、外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。）を記載するものとした。

これに併せ、規則第 12 条に基づき、被指定者が、本籍又は氏名を変更の申請を行う際に添付すべき書類については、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）を、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとした。

(2) 不妊手術実施報告票の様式改正

不妊手術実施報告票（規則別記様式第 12 号（2））について、「手術を受けた者の氏名」の欄を「手術を受けた者の番号」に改めるもの。なお「手術を受けた者の番号」欄の記載にあたっては、各月ごとに不妊手術を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3 施行期日等

- (1) 令和 8 年 10 月 1 日から施行すること。
- (2) 改正府令の施行の際現にある旧様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (3) この府令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

【添付資料】

(別添) 官報「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和 8 年内閣府令 91 号)